

## ② 機材供与事業

共同研究の実施に必要な実験機器34点、農業用機械3点、事務用機器類5点計42点（標準付属品付）約55,000千円（50年度37点約45,000千円）相当の機材を韓国の各農業試験所（8ヵ場）に対し供与した。

## ③ 研修員受入れ

韓国の研究者10名（50年度9名）を約1年間、日本国内の各農業試験場（農事試験場、農業技術研究所、各地方農業試験場）へ受入れ、研修を実施するとともに、3名（50年度3名）の高級研修員（韓国農業試験場長等）を約3週間受入れた。

## 21 イラン・シスタン農業研究協力

### (1) 事業の概要

イラン政府は第4次および第5次（1973～1978年）の各経済開発5ヵ年計画において、ヘルマンド河水資源開発計画に着手し、そのうちで、とくにヘルマンド河の用水を利用したシスタン地域25万haの農業開発のためのパイロットファーム設立につき技術協力を要請してきた。わが国はこれに応え、昭和47年12月に第1次予備調査団を派遣して現地調査を行うとともに協力の可能性を検討し、昭和48年8月には第2次予備調査団を派遣して夏作を中心に現地調査を行った。さらに昭和48年11月に計画打合せ調査団を派遣して、日本側の意向説明およびイラン側の意向確認を行い、昭和49年3月から3名の長期調査員を派遣し、調査の補完を行った。これらの調査の結果、両国関係者はシスタン地域農業開発を進めるためには農業研究センターを設置し基礎的技術の確立をはかることが必要であるとの共通の結論に達したため、わが国は昭和50年1月実施設計調査団を派遣し、研究センターの機能、研究課題、施設計画および事業費等について調査および設計を行い、6月には報告書をイラン政府に提出した。

### (2) 事業実績

イラン政府と今後のわが国の協力方針について協議し、討議議事録を作成してわが国の協力を実質的に開始するため、昭和51年1月に計画打合せ調査団を派遣した。

しかし、イラン政府関係者（農業天然資源省次官）は、わが国提案の討議議事録は関係各省の承認を得なければならないので署名には短時日では応じられないと主張したので、同調査団は農業天然資源省担当局長とわが国提案の討議議事録について意見を交換し、これを取りまとめて双方が署名し、わが国はイラン政府の公式の回答を待つと同時に今後につなぐこととした。

## 22 タンザニア・キリマンジャロ農業開発協力

### (1) 事業の概要

昭和48年3月、タンザニア、ザンビア、マラウイおよびケニアの東アフリカ4カ国に対してプロジェクト・ファインディング調査団を派遣し、有望なプロジェクトの発掘および各国の農業事情の調査を実施した。とくに、タンザニア国はかねてからわが国にキリマンジャロ地域の総合開発計画の協力を要請していた経緯等もあり同地域に調査の的をしぼり現地調査を行った。調査の結果、わが国はタンザニア国キリマンジャロ地域の農業開発協力を行う方向で、昭和48年11月に実施計画調査団を派遣した。さらに昭和49年11月に実施調査団を派遣し、わが国が技術協力を実施するために必要な調査および討議を行い、以下を協力の骨子とする討議議事録を作成した。

- ① リヤムング農業研究所を中心として、アルカリ土壌の改良および適作物の選定等の試験研究
- ② 水文資料の収集、整理および地下水調査等のキリマンジャロ州農業開発に必要な水資源調査
- ③ 土地利用、農家経済調査および市場調査等の農業基礎調査

## (2) 事業実績

昭和49年12月に締結された討議議事録にもとづき、昭和49年度に2名、昭和50年度には6名の長期専門家を派遣し、昭和51年度には畜産分野の短期専門家を1名派遣し、上記3項目の協力を実施するとともにタンザニア政府の要請により、キリマンジャロ州の総合開発計画の作成にも参画した。

またその間、昭和51年1月に実施設計調査団を派遣し、キリマンジャロ山麓のカヘ・ミワレニ地域を中心に電気探査および揚水試験等による地下水調査を実施した。

引続き同年2月に巡回指導調査団を派遣し、指導助言を行った。

昭和51年3月には計画打合せ調査団を派遣し、第2段階の協力に係わるタンザニア側の基本的な考え方を把握するとともに、協力案の検討を行った。

## 23 ブラジル・リベイラ河流域農業開発協力

### (1) 事業の概要

本プロジェクトは、ブラジル国政府の要請にもとづき、リベイラ河流域に放置された利用不能な低湿地の開発の技術的可能性を検討するため開始されたもので、周辺地域への波及を対象とする低湿地における農業土木技術・栽培方法・土壌保全などの実用研究が主要な課題である。

### (2) 事業実績

昭和50年に署名発効した討議議事録(団長 浅原辰夫 農林省建設部設計課長)にもとづき、補

足とりきめ締結までの当面の協力として、リーダーを含む7名の長期専門家を派遣し、主として基盤整備事業に対する技術協力を実施した。昭和52年3月巡回指導調査団を派遣し、事業の進捗とブラジル側の対応状況を把握するとともに、過去2カ年にわたる協力の成果をふまえ、基盤整備のあり方および導入予定作目等について現地適合性の面からの検討を加えた。

プロジェクトの進捗状況にあわせて、建設機械を中心に179,000千円の機材供与を行い、また6名の研修員を受入れた。

## 24 ブラジル・農業研究協力

### (1) 事業の概要

ブラジル農業の開発は中西部、アマゾン東北部等未開発地域の開発促進と東部、東南部地域の農業企業化による生産性の向上が基本的な課題となっている。

とくに、中西部に広がるセラード地帯は、1億ヘクタールに及び、開発の可能性が大きく、開発可能面積は5千万ヘクタールといわれている。なかでも、ミナス・ジェライス州のセラード地帯約2千万ヘクタールは、大消費地であるブラジリア、リオデジャネイロ、サンパウロ等の諸都市との交通が整備され、経済立地条件に恵まれている地帯である。

この事業は、日本、ブラジル両国政府および民間資本の参加により設立される予定である。農業開発企業の開発に先行あるいは併行して農業開発に必要な生産システム確立に資し、同地域開発への協力効果を高めようとするものである。

具体的には、ブラジル農牧業試験研究公社（EMBRAPA）によって策定されたセラード農牧業試験研究計画（CPAC計画）に沿って進められる研究活動に対し、わが国政府の技術協力を通じてセラード地域における農業生産技術を確立することである。

とくに、ブラジル側から要請の強い植物病理、昆虫、作物栽培、土壌肥料、作物育種、農業気象、農業機械、農業経営経済の8分野について専門家の派遣、研究機材の供与、カウンターパート（研修員）の受入れおよび資料情報の提供を行おうとするものである。

### (2) 事業実績

ブラジル政府の要請により行われた昭和50年2～3月の農業開発協力基礎調査および開発協力量事前調査の結論、勧告を受け、同年9～10月にブラジル・セラード開発協力実施計画調査団（団長 山本 毅 農林省草地試験場長）を派遣し農業研究分野における協力の必要性、妥当性の検討を行い、討議議事録案を作成し、昭和51年3月には第2次実施計画調査団（団長 江川友治 農林省農業技術研究所長）を派遣しEMBRAPAと折衝し、51年3月16日EMBRAPA総裁と江川団長との間において討議議事録が署名された。

なお、本プロジェクトの発足に当たっては日本、ブラジル技術協力基本協定によるとりきめの

作成、合意が不可欠であるところ、ブラジル政府の国内産業振興政策と機材供与事業の調整等に関し問題が残っており、同とりきめ締結にはなお日時を要するものと考えられている。

## 25 南西アジア・プロジェクトファイディング調査

### (1) 事業の概要

本調査は、アフガニスタン、パキスタン、スリランカ三カ国を対象に農業協力プロジェクトの発掘を目的としたものである。

これらの諸国は、わが国に対し各種の協力を要請してきているが、具体的な協力内容等について不明な点がある他、その背景をなす当該国の一般経済社会事情および農業事情等についての情報も十分とは言い難い。このため、本調査は、相手国が要請している協力の内容を明確に把握するとともに、わが国が支援可能なプロジェクトを主として技術協力の観点から確認するために必要な情報を収集することを目的としている。

### (2) 事業実績

スリランカ：要請案件は数件あったが、具体的な計画となるとまだ不確定要素が多い。政治的背景を考えれば現在は見送るべきである。

アフガニスタン：北部および東部の稲作地帯における集約農法の確立への協力を強く要望しており、アフガニスタン稲作地帯集約農業開発センターへの無償および技術協力への要請をしてきている。本案件は本調査中も優良な案件として早期、前向きに検討する必要がある。

パキスタン：無償協力としての案件はいくつかあったが、技術協力として具体的な要請はなかった。しかしパンジャブ州農業局に所属する農業機械部において、「ライヤルプール農業機械化研究所設置案」を作成してあり、この案件については十分に協力の可能性があるものと考えられる。しかし中央政府では具体的には承知していなかった。

## 26 アジア地域・プロジェクトファイディング調査

### (1) 事業の概要

アジア地域における畜産開発プロジェクトの発掘のため、従来より技術協力プロジェクト案件の少ないビルマおよびラオスにプロジェクトファイディング調査チームが派遣された。

ビルマにおいてはラングーン地区およびマンダレー地区において畜産の実態について現地調査を行った。ビルマ政府より、緊急食肉供給計画の主要プロジェクトとして立案中の「ラングーン地区食肉増産計画（養鶏・養豚）」に対する協力要請が調査団に対して行われた。

ラオスにおいては積年の内乱の結果、家畜の損耗、防疫の遅れが著しく、ビエンチャン地区および周辺の家畜衛生対策に対する要請があった。

## (2) 事業実績

本調査団は、51年11月29日から12月20日まで派遣された。調査団は「ラングーン地区食肉増産計画」を通じて、養豚、養鶏部門の技術協力を行うことはビルマの畜産振興に大きく貢献する可能性があるとして報告した。ビルマ政府は要請計画を検討し、日本側に提出することを約した。

ラオスに対する家畜衛生協力は効果の大きいプロジェクトであるが、獣医師の絶対数の不足からあわせてワクチネーター等スタッフの訓練の必要性等協力上の問題点が指摘された。

## 27 ウルグアイ・野菜生産プロジェクト事前調査

### (1) 事業の概要

ウルグアイ政府から最も優先度の高い農業協力プロジェクトとして要請があったもので、野菜の増産をはかるための育種から営農に係わる総合的な改善計画を推進しようとするものである。このプロジェクトの内容を把握するとともに、パイロット地区の確認およびわが方の技術協力分野を検討することを目的として現地調査および政府関係者と協議を行った。

### (2) 事業実績

本調査は5名からなり、昭和51年11月28日から12月17日まで調査を実施したが、その主な結果は次のとおりである。

- ① ウルグアイの試験研究の方向は従来小麦等穀類および畜産に重点がおかれ、果樹野菜の試験についてはごく最近になって注目されたこともあって現在なお栽培技術も古い方式が踏襲され収量も低い。
- ② 野菜の輸出および加工は将来生産の基盤が確立した段階で考えることにして現在は国民の消費の増大をはかることに力点を置いている。  
研究の方向は品種改良、栽培改善、病虫害防除である。ウルグアイ独自の栽培問題の解決はほかの強力な研究にまたねばならない。

## 28 農業普及協力計画基準作成調査

### (1) 事業の概要

開発途上国へ派遣される普及関係専門家の現地活動を一層効果的にするため、開発途上国、とくにアジア諸国の小農経営を対象に、実情に即した「開発途上国に対する農業普及の手引」を作成する。このため国内作業を委託するとともに、インド、マレーシア、スリランカ、バングラデシュ、ネパール、タイの農業協力プロジェクトを中心に、農業普及の組織、普及教育の現状等を調査し、資料の収集と分析を行い、調査研究の結果をとりまとめた。

### (2) 事業実績

昭和51年10月26日から11月23日まで8名の調査団で調査が実施された。

調査の結果は別途実施した国内作業に反映せしめ、「開発途上国に対する農業普及協力の手引」——総論編としてとりまとめられた。

## 29 乾燥地農業開発基礎調査

### (1) 事業の概要

本調査は中近東、アフリカ地域等の乾燥地域に対する農業協力の要請とその必要性が増大しているところ、これらの地域の自然条件および農業の実態等を調査し、今後協力すべき開発手法に関する基礎的調査研究を行うことを目的としている。

昭和50年度に実施した全般的な基礎調査をふまえ、

- ① 農業と塩類の問題
- ② 水利開発
- ③ 開発に伴う社会的経済的諸問題等実際の、具体的な項目について国内作業を委託して実施するとともに、インド、イランの2カ国において現地調査を実施した。

(昭和51年10月10日～11月9日)

### (2) 事業実績

前年度の調査は基礎的かつ総論的な内容でとりまとめられたが、昭和51年度はこの結果をふまえ、「乾燥」という条件の絶対的な意味を正しくとらえ、これが多雨湿潤で高いエネルギーレベルの水環境に馴れたわが国の技術者が乾燥地の農業開発に立向う場合の第1歩となるものに整理されたもので、次の事項からなっている。

- ① 農業と塩類問題として塩類の化学的性質、灌漑用水の水質、作物の耐塩性、海水灌漑栽培等
- ② 水利開発として水文、水源、用水計画、圃場における水管理、排水、農地保全等
- ③ 開発に伴う社会的経済的諸問題として「戦略」をたてるうえで役立つと思われる見解ならびに提言をとくに添えている。

また本調査では、中近東、アフリカの乾燥地にある主な国々の現状、そこで行われている農業開発の実情などを調査して記述している。とりあげられている国々は、インド、パキスタン、アフガニスタン、イラン、イラク、シリア、ヨルダン、サウジアラビア、クウェート、アラブ首長国連邦、オマーン、北イエメン、南イエメン、イスラエル、エジプト、スーダン、リビア、アルジェリアの18カ国である。

## 30 先進国農業協力開発実態調査

### (1) 事業の概要

開発途上国に対する農業協力事業を効率的推進するため、先進国カナダがインドおよびマレーシアで実施している農業協力の実態、問題点を現地において調査するとともに、これらの実施に当たっての計画、運営の実情を先進国の実施機関等において調査し、わが国の農業協力プロジェクトの参考となる技術協力の共通の問題点を協議し、また相互の経験および意見を交換した。

### (2) 事業実績

調査団は6名で構成され、昭和52年4月8日から5月1日まで調査を実施したが、その主要な内容は次のとおりである。

- ① カナダの農業協力事業はプロジェクト方式により実施しているが、その協力対象国はまずプログラム国とプロジェクト国に分け、プログラム国を優先して実施する。このために対象国について十分な調査をあらゆる方法を用いて実施している。
- ② カナダの農業協力事業はカナダ国際開発庁によって資金援助、食糧援助とともに一元的に実施されている。同庁は外務省の外省であり、対外援助実施に当たっては業種別ではなく地域別に上記のプロジェクト援助を実施している。
- ③ 援助の実施に当たっては中期援助必要額の推定を行い、これを“Indicative Planning Figures”として援助の計画時実施に資することとしている。この推定金額によって実施の場合に被援助国援助国の双方が中期的な展望を得ることが可能となる。

## 第8節 開発技術協力事業

### 第1 事業の概況

開発途上国の一次産品は、一般的に品質、価格の面で国際競争力に乏しく、また輸出余力が不足し供給安定性に問題がある。したがって開発途上国からの一次産品の輸入を促進するためには、わが国として輸入の増大が期待される品目について、投資を含む資金協力と技術指導を有機的に組合わせた開発輸入を促進し、輸出余力の拡大、品質の向上、コストの低減等により供給の安定性を確保することが望ましい経済協力の形態である。

開発技術協力事業はこのような背景をもとにして、一次産品の輸入拡大を通じて貿易強化をはかるため、わが国の需要に適合するようにその生産性の向上、品質の改善、流通機構の整備等の面の技術協力を行うため、昭和42年度から発足した事業である。

従来、本事業は農林業分野にのみ実施されていたが、昭和49年8月、国際協力事業団の発足に伴い、鉱工業分野についても力を注ぐことになった。

なお、この事業においては、今後は開発途上国の国際収支の改善、輸出振興という立場から協力を進めるとともに、対象も一次産品を中心に逐次一次産品の加工品まで範囲が拡大されよう。

### 第2 昭和51年度事業実績

本年度は、総額358,000千円余の事業を実施し、延べ21名の専門家の派遣、14件の調査団の派遣、177,000千円相当の機材供与を行った。

#### 1 タイ・えび養殖開発技術協力

##### 事業の概要

タイ国政府は第3次経済社会発展5カ年計画('72~'76)において「えび養殖事業を産業的規模で開発し、えびの対外輸出を増大させる」ことを重要施策の1つとし、えびを輸出向け農水産物増産計画の中で最優先することに決定し、まずえび養殖の先進国としてわが国に技術協力を要請してきた。

これにもとづき、昭和47年7月18日から同年8月7日まで開発のための調査団を派遣し、その結果えび養殖事業開発の可能性は極めて高いとの結論を得た。昭和48年上記調査団の結果について、総合的見地から調査、協議し技術協力の具体的内容を策定するための実施調査団を派

遣し、討議議事録に署名し、3年間協力することとした。

この討議議事録にもとづいて昭和51年3月までに長期専門家5名、短期専門家6名をそれぞれ派遣し、所要の資機材を供与した。

また、本件協力は協力期間が昭和51年3月で満了することとなっていたところ、タイ側からさらに2年間協力期間の延長の要請があったので、昭和51年3月巡回指導班を派遣して同プロジェクトの現状を調査するとともに、今後の協力方式についてタイ側と協議を行った結果、本プロジェクトの所期の目的を達成するためには協力期間を2年間延長することが必要であると認め、現行の討議議事録の内容のまま協力期間が2カ年延長されることとなった。

### 事業実績

① 専門家派遣としては、前年度からの継続派遣中のチームリーダーおよび病理専門家を昭和51年5月までえび養殖専門家2名を昭和52年3月まで派遣した。

② 調査団派遣としては、協力期間が1年間となったので、昭和52年4月に巡回指導班を派遣し、今後の協力の具体的内容についてタイ側と協議した。

③ 機材供与については、真示天秤等実験用機材、大型フリーザー等の試験場用機材およびランドクルーザー等の輸送機材計24,960千円を供与した。

④ 研修員(カウンターパート)の受入れについては、えび養殖関係の一般研修員4名を受入れ、52年3月から6カ月間、鹿児島県水産試験場等において研修を行った。

## 2 タイ・とうもろこし開発技術協力

### 事業の概要

長い期間、日・タイ二国間の懸案であったタイ国のとうもろこし開発に係わる協力事業について、1976年9月17日「タイ国とうもろこし開発技術協力事業に係わる討議議事録」が締結され、3カ年間にわたる協力が開始された。タイ国政府は主要輸出品目である「とうもろこし」の生産が1970年頃より開発面積の行詰り、収奪栽培による反収減少、病虫害被害の増加等から停滞する傾向となったため、わが国に対し、とうもろこし増産のための①試験・研究面の協力、②農協育成、機械化センター、③病虫害防除等の協力要請を行ったのがこのプロジェクトの発端、背景である。

本プロジェクトはタイ国農業省農協促進局が所管する農業協同組合展示センター(中部ロブリ県チャイバダン郡)を中心として、とうもろこしの品質改善、生産技術の改良を行って、生産性の向上をはかるとともに、農協を育成強化し、農業の近代化に貢献することを目的としている。

展示センターおよび採種圃場において、とうもろこしの栽培改良技術に関する応用試験、教

育訓練、普及展示の事業を実施し、センターにおいて選択された改良技術の効果的普及をはかるため、ロブリ県、サラブリ県、ペチャブーン県、ピッサヌローク県、スコタイ県、の5県内の農協と5農家集団を普及拠点として、展示圃を設置し、栽培技術の展示を行い、また普及用種子の円滑な供給を確保するため、センター周辺の適切な場所に委託採種圃を設置し、採種事業を行うことが事業の主な構成内容である。

具体的には、①生産技術のための応用試験（農業局、試験研究機関と協力）②種子増殖事業（農業普及局と協力し、普及用種子の生産、配布）③病虫害防除事業 ④普及・展示事業 ⑤種子生産と改良栽培技術の訓練 ⑥農業機械化体系の確立とその普及事業 ⑦農協管理指導事業（農協職員の訓練・教育）等の事業である。

このプロジェクトを通じて、5県内のとうもろこし栽培農家、9,000戸(栽培面積約3万ha)に利益をもたらし、あわせて農協組織の強化充実がもたらされるものと期待される。

#### 事業実績

51年度においては、討議議事録にもとづく、年次計画の策定、およびタイ側センター建設計画との調整等のため、52年3月より3ヵ月間、2名の専門家（栽培）を派遣した。

### 3 フィリピン・畑作開発技術協力

#### 事業の概要

昭和48年10月、フィリピン農業省タンコ大臣が来日した際、日本側に飼料作物開発について協力要請があった。一方、カガヤン地域総合開発計画の一環として、「カガヤン農業総合開発パイロットセンター計画（稲作）」が51年2月より討議議事録にもとづき開始された。

このような経緯から、従来の調査の対象外となっていたカガヤン地域における畑作物（飼料作物を含む）開発の可能性を調査し、あわせて、協力の可能性を検討するため事前調査団を派遣した。本調査はフィリピン政府の閣僚調整委員会、地域総合開発計画、植物産業局等の協力のもとに、カガヤンバレー地域〔カガヤン州およびイサベラ州〕において主にとうもろこし等の畑作物の試験研究の現状、生産流通の実態について現地調査を主として実施された。

#### 事業実績

昭和52年3月19日から4月3日まで長谷川新一（甘味資源振興会技術顧問）他4名による事前調査団を派遣した。

調査団は技術的観点から次のことをフィリピン側に勧告した。

- ① 台風来襲期を避けた短期成熟品種の導入
- ② 緑肥を組込んだ輪作体系の確立

③ 小規模の灌漑施設の導入による乾期とうもろこしの増産

④ とうもろこしの種子貯蔵施設等の整備

なお、帰国後調査団は試験研究分野の協力については、小規模灌漑等生産段階の協力ともあわせて今後検討を要することを報告した。本調査に先立ち、日本側としては畑作物の試験研究を主とした技術協力を想定していたが、調査の結果、すでに試験場のレベルは一定水準（例えばとうもろこし 8 t/ha の試験成績）にあり、とうもろこし増産の問題点は技術の普及体制、小規模灌漑、種子貯蔵施設、飼料工場等の基本的施設が未整備であることが指摘された。

調査団はなお、農民生産段階までを協力対象範囲とする協力の必要性があることを報告するとともに、その場合、別途、開発計画調査を行う必要があることもあわせて提言した。

#### 4 フィリピン・パンタバンガン地域森林造成事業

##### 事業の概要

森林資源の保続と国土の保全を目的とする森林造成事業について、フィリピン政府からわが国へ協力要請があり、昭和50年4月に協力の可能性を検討するため開発協力基礎調査が実施された。その結果、マニラの水源地帯であるパンタバンガン地域を協力事業の対象地とすること、またこの地域の現況から見て、協力の初期段階では森林造成技術の確立をはかるため、まず技術協力プロジェクトを実施することが効果的な協力方式であるという点で両国の意見が一致した。

##### 事業実績

本事業の討議議事録に関する協議は、昭和51年6月に派遣された4名の調査団により行われ、同月18日に協議が整い、署名が行われた。この議事録による技術協力期間は2ヵ年であり、その後は協定によって引き続き事業を実施することとなっている。

このプロジェクトでは、中央事務局およびパンタバンガン技術協力センターを中核とする組織が8,100ヘクタールのパイロット・フォレストの造成に対し技術協力を行うこととしている。

51年度においては、長期専門家2名（51年10月から2年）、短期専門家2名（52年3月から3ヵ月）、計4名が派遣され、さらに107,000千円相当の機材供与を実施した。

#### 5 マダガスカル・北部畜産開発技術協力

##### 事業の概要

マダガスカル北部地域「牧畜改良計画」に対する協力要請を受けて、予備調査、実施調査、実施設計調査（一部水源探査）が実施され、プロジェクトの実施計画策定準備のため、長期調査員の派遣を予定していたところ、日本人専門家の特権附与に関し、意見の不一致がみられた

ので、52年3月に計画打合せ調査団が派遣され、上記問題に関する外交交渉結果のとりまとめ、確認が行われた。

協力事業の基本的な方針としては、マダガスカル（とくに北部地域）の畜産形態は極めて初期的な発達段階にあり、高度な技術移転は不相当であると思われるので、極力、畜産開発の基礎的分野に影響を与えるよう計画すべきであるとされている。

実施計画案では、北部ディエゴスワレ州のディエゴスワレ、アンビロベ、ボヘマールの3地域を拠点として、飼育管理、家畜衛生、飼料生産等の畜産技術の改善、および放牧家畜用井戸掘削に関して協力を実施することとし、具体的方法案として、上記3県を活動範囲としディエゴスワレ市近辺に展示圃場（訓練圃場）を持つ指導所を設け、各県の中堅技術者に草地の活用方法、合理的飼養方法、衛生管理方法、検体収集方法、乾草の製造方法等を実際に展示、指導し、訓練を受けた技術者をそれぞれの県に配置し、農民教育、畜産改善思想、家畜衛生思想の普及をはかることとしている。日本人専門家には上記の技術者の訓練、およびその成果の活用状況について随時、アンビロベ、ボヘマールに対し巡回指導を実施するほか、州畜産局の施策立案に対する助言も行うことが要請されている。

#### 事業実績

52年3月29日から4月11日まで、堀力（日本軽種馬登録協会専務理事）団長他2名による計画打合せ調査団を派遣した。

### 6 ビルマ・畑作開発事前調査

#### 事業概要

ビルマの農業生産は1970年に入ってから著しく停滞し、5年間に生産額にして10.9%の伸びを示したに過ぎない。1974年の大洪水により受けた打撃は大きく農業生産部門はマイナス成長となっている。ビルマ政府は農業部門の生産拡大に力を入れており、米とともに畑作物であるさとうきび、落花生、雑豆、飼料作物等の増産拡大計画を策定したが、この計画に関しわが国に協力を要請してきた。

#### 事業実績

本件調査はビルマ政府の畑作生産開発計画を確認し、意見交換をはじめ開発優先度の高い地域の現地調査を実施し、ビルマの畑作物の生産の中で開発技術協力の対象となる部分および協力の可能性等について昭和51年11月29日から12月28日まで調査を実施した。調査結果の主な点は、

- ① 畑作開発では輸出向け畑作物の開発、なかでもとうもろこし、豆類、その他飼料用作物

の開発が重要と思われる。

② 地域の農業生産に対する技術協力としては畑作に限定することは困難であり、農業生産の振興に寄与するためには稲作についても技術協力を行う必要があると考えられる。

③ 地域の農業生産に対する普及のため、専門家（育種、農業普及、栽培、土壌肥料、病理など）をラングーンに派遣、駐在させ、そこを拠点として農業生産振興計画への協力および研究を行うとともに、センター周辺の農村農業に対して農業生産振興事業を定期的に巡回指導することが考えられる。

## 7 東南アジア（ビルマ、マレーシア）林業協力事前調査

### 事業の概要

ビルマ政府は、同国南部のバセイン地方の台風被害木の搬出に関して、昭和51年8月わが国の技術協力を要請越した。またマレーシア政府は、西マレーシアのクアラルンプール郊外ケポンにある林業研究所の林産部門の試験研究体制を強化したいとの希望を持っており、また同国の伐採地域の拡大に伴い適切な流域管理の必要性が認識され始めており、この部門の試験研究体制についても強化を希望している。このため、同国政府は昭和51年10月林産部門および流域管理の専門家の派遣を要請越した。上記諸要請に応え、昭和51年12月、本件調査を実施し、協力の可能性を検討するとともに、先方政府関係者と意見交換を行った。

### 事業実績

ビルマにあつては、バセイン地方およびアラカン山系の森林開発に協力するため、架線集材技術の修得訓練、林道作設法の技術向上、人工的更新補整方法の確立などの実現が望ましく、このためプロジェクト方式によるわが国の技術協力が極めて効果的であると認められた。

マレーシアにおいては、林産部門の研究協力のうち、両国の研究進度を比較し、効果的な協力が行われうる分野において専門家の派遣を行っていくことが望ましく、流域管理部門については、まず基礎的な研究が必要であつて、この面からの技術協力を行っていく価値があると認められた。

## 8 フィリピン・パーティクルボード開発技術協力事業

フィリピンは工業分野、農業分野において廃材が豊富にあり、これらを建材・家具材としてのパーティクルボードに再生利用することは、同国のローコストハウジング政策に貢献することで大いに意義がある。

そのため、フィリピン政府はパーティクルボードの技術水準を向上するための技術協力を昭和51年2月わが国に要請してきたのでこれに応えわが国は同年4月に事前調査を実施した。

その後さらに長期調査員を派遣し、具体的な協力内容を検討し、昭和52年3月に実施調査を行い、討議議事録に署名した。

フィリピン側の実施機関は、NSDB (National Science Development Board) のFOR-PRIDECOM (Forest Products Research and Industry Development Commission) とし、この機関に所属するプロジェクトチームが編成される。協力期間は昭和52年度から約3年間で、協力の方向は同国の技術レベル、ニーズ等を考慮し、パーティクルボードの素材の質的向上および製造技術の改善をはかることを目的とし、協力の方法としては①専門家の派遣②研修員(カウンターパート)の受入れ③機材の供与を行う。

### 9 タイ・天然ゴム開発技術協力事業

ASEAN 5ヵ国は世界の天然ゴムの大部分を生産しており、それぞれ各国の重要な輸出商品となっている。他方わが国はその消費の大部分をASEAN 5ヵ国からの輸入に依存している。このような状況の中で、昭和50年7月の日本・アセアン合成ゴム・フォーラム第3回事務レベル会合において、わが国が「議題3パイロット・タイヤ・プラントの建設」および「議題4アセアン諸国の既存のゴム研究所拡大に対する協力」に関し、今後調査団を派遣し、具体的ニーズを把握することとしたい旨述べた経緯にかんがみ、昭和51年1月ASEAN 5ヵ国に対して事前調査を実施した。その結果協力の対象国をタイとし、天然ゴムの品質改善を主眼とした技術協力が適当と判明したので、昭和52年3月実施調査を行い、4月1日に討議議事録に署名した。

その内容は、協力期間を3年間とし、農業協同組合省農業局に所属するゴム研究所の技術部に対し ①品質管理の推進 ②既存のゴム産業に対する助言 ③人材の養成の協力を実施することであり、協力の形態としては、①専門家の派遣②研修員の受入れ③品質管理に必要な機材の供与を行うこととした。

### 10 東南アジア諸国鉱工業プロジェクト選定確認調査

開発技術協力事業に係わるプロジェクトの選定および確認のため、マレーシアおよびインドネシアを訪問し、プロジェクトの内容当該各国の経済開発計画におけるこれらのプロジェクトの位置づけ等の調査を行った。その結果次のプロジェクトが有力となった。

#### インドネシア建材開発技術協力事業

インドネシアにおいては、現在の住宅不足は450万戸に達すると見られており、さらに年々150万戸の住宅不足が生ずると見込まれている。このような事情からローコストハウジングの開発は政府の重点政策とされている。

一方インドネシア群島は豊富な森林資源に恵まれているうえ、火山活動による潜在的な建築

用原材料を豊富に産出している。本プロジェクトは、これらの豊富な地場資源を利用した建材開発について技術協力を行おうとするものである。

なお通産省工業技術院による ITIT プロジェクト（国際研究開発事業）として、日・伊共同研究課題「地場資源による住宅建材の開発研究」が昭和49年より2ヵ年間にわたって行われたが、本プロジェクトはこれを引継ぎ、さらに工業化のための技術協力を行うものである。

また、本技術協力の相手機関である公共事業電力省建材研究所は、ESCAP 地域国連 Regional Housing Centre の機能を兼ねており、本技術協力の効果は ESCAP 諸国にも普及することが期待される。

### 11 ポリビア・亜鉛鉱物等回収開発技術協力事業

ポリビア国は、鉱業の開発目標を生産鉱種の多様化、国内製錬の比重拡大、従来の錫廃鉱からの錫再回収においており、成果をあげつつあるが、同国鉱山公社が保有する鉱山のうち、特にコルキリ鉱山およびポリバル鉱山においては、これまで錫をはじめとして亜鉛・銀等を含む複雑硫化鉱から設備面・技術面・採算上の理由により錫のみが回収生産され、その多成分、高品位の資源の大部分が未利用のまま放置されてきた。

このような状況のもとに、複雑硫化鉱から亜鉛、銀、鉛等の未利用有価鉱物を回収するための協力要請があったので、前年度に事前調査を実施した。

さらに、協力の具体的枠組を検討するため、昭和52年1月に実施調査を行い討議議事録に署名し、また1977年度の Annual Work Plan の取りまとめを行った。

その結果、協力期間は3年間、協力の対象は同国鉱山公社所属のコルキリ鉱山、およびポリバル鉱山としたが、その概要は下記のとおりである。

- ①コルキリ鉱山；現存の設備を利用して、浮遊選鉱法により錫・亜鉛等を回収する技術協力を実施するため、専門家の派遣、研修員（カウンターパート）の受入れを行う。
- ②ポリバル鉱山；浮遊選鉱法により錫・亜鉛・鉛および銀を回収する技術協力を実施するため、専門家の派遣、研修員（カウンターパート）の受入れ、機材供与を行う。

### 12 ブラジル・鉱物資源開発技術協力事業

ブラジル国は、豊富な鉱物資源の賦存にもかかわらず、銅を中心とした非鉄金属および原料炭の輸入は、開発の遅れが原因で総輸入額の3%にも達している。このような状況のもとで、同国政府は国家非鉄金属開発計画を策定し、1980年代前半までに非鉄金属の自給を目指している。このためわが国に協力の要請があったので、昭和51年11月に事前調査を実施した。その結果本プロジェクトは国家非鉄金属開発計画の推進機関であるブラジル政府鉱山動力省鉱山局（DNPM）に対し、鉱山資源の探査、開発および鉱害防止の各分野において、専門家派遣、研

修員受入れおよび機材供与の技術協力を行うものである。

なお昭和52年度に討議議事録に署名し昭和53年より3ヵ年間の協力を予定している。

### 13 チリ・銅製錬開発技術協力事業

チリは米国に次ぐ世界第2位の産銅国で、輸出については世界第1位である。世界的な資源ナショナリズムの波は、同国にも及び国有化が行われたが、その結果は新規投資の欠除、追加投資の不足、技術者の大量流出等により進歩は停滞し、技術の立遅れがみられる。

このような状態を改善するため、チリ政府は昭和50年1月わが国に技術協力を要請してきたので、同年度に事前調査を実施した。

その後さらに長期調査員を派遣し、具体的な協力内容を検討し、昭和51年11月に実施調査を行い、討議議事録に署名した。

チリ側の実施機関としては、鉱山省所属の鉱山冶金中央研究所（CIMM）とし、協力の方向は同国政府の資金的制約を考慮し、新規鉱床の開発による増産よりもCIMMの機能を強化することにより既存製錬所の改良による生産性の向上をはかることを目的とする。協力期間は3年間とし、①研究開発の促進②既存製錬所に対する協力体制の確立③人材の養成をはかることを目的とし、協力の形態としては、①専門家の派遣②研修員の受入れ③機材の供与とする。



## 第3章 青年海外協力隊事業

### 第1 事業の概況

青年海外協力隊事業はアジア、アフリカ、中近東、中南米、南太平洋など、開発途上地域の国で、経済、社会の発展に協力する青年の海外協力活動であって、これに志望し、参加する青年が主役であり、国はこれを促進し、助長するという支援者の立場にある。

青年海外協力隊事務局は開発途上国からの派遣要請にもとづき、各都道府県の協力を得て隊員を公募し、選考を行い、さらに4ヵ月の派遣前訓練および2年間の隊員の現地活動の支援業務を行っている。

昭和48年度から実施された新業務方式については、第1段階の目標である全都道府県における第1次選考試験実施は軌道に乗り、第2段階の地方における募集・広報活動の拡充、第3段階の地方拠点の構築を目指して進められた。

### 第2 昭和51年度事業実績

#### 1 都道府県との協力

##### 都道府県主管課長会議開催

全都道府県の主管課代表が出席して、昭和52年3月11日、協力隊事務局で行われた。次の諸報告、討議が行われ、51年度の総括と52年度に向けての事業活動の方針を確認した。

- ① 51年度の事業報告、52年度事業の進め方（現職参加体制の促進、帰国隊員対策関係、地方における広報・募集、アサンテ・サーナ上映）について
- ② 社団法人「協力隊を育てる会」の目的、今年度の活動方針について
- ③ 青年海外協力活動促進費（地方公共団体補助金）を実施した宮城、栃木、埼玉各県よりの事業報告
- ④ 各ブロック別による懇談会（各県の事業報告）

#### 各県における募集・広報活動

今年度の春・秋募集（51年度1・2次隊）は、各県の主管課と事務局の各県担当職員との連携が一層密接となり、さらに各県OB会などの協力による応募相談、募集説明会、パネル展が各県において展開された。

あわせて県主管課の手配による広報誌（紙）、地方新聞、民放等を通じての募集広報が各県で実施され、同時に映画アサンテ・サーナの上映推進は事務局の募集活動を側面から支援する働きを示した。

広報面では、県の単独事業（青年の海外派遣、パネル展、青少年のつどい等）に協力隊資料を提供し、OB（会）が参加するなど、さらに関係機関との交流が深められた。

### 都道府県における協力隊事業経費の予算化

かねてから課題とされていた都道府県における協力隊事業経費の予算化問題について、各関係省庁への働きかけの結果、地方公共団体海外技術協力事業の一環として、宮城、栃木、埼玉の各県が外務省の補助事業（地方公共団体補助金・青年海外協力活動促進費）として今年度はじめて実施した。

この補助事業の実現は都道府県との関係を従来の協力関係からさらに大きく前進させ、協力隊事業を県の事業としてとらえようとするもので、地方対策業務の成果として注目される。

今後、多数の県がこの補助事業を推進することを期待したい。

### 地方公共団体の行う海外技術協力事業（研修員の受入れ）に対する協力

配属先のカウンターパートに日本で研修を受けさせたいとの隊員の強い要請にこたえ、48年度以来、都道府県が実施する研修員受入事業に積極的に候補者を推せん、受入れを促進してきたが、今年度の実績および過去の経緯は別表のとおりである。

## 2 広報啓発活動

本年度の協力隊事業の広報啓発活動としては、大きくわけて次の三つの業務を行ってきた。

- (1)アサンテ・サーナ上映中央推進委員会事務局（昭和50年9月発足、昭和52年2月終了）
- (2)協力隊を育てる会事務局（昭和51年4月社団法人として発足）
- (3)広報関係の諸業務

アサンテ・サーナの上映推進は、全国都道府県の協力隊窓口、青少年育成県民会議、民間青少年団体、OB会などによる上映地方委員会がそれぞれ設置され、これら上映委員会を通じて上映キャンペーンが展開された。上映中央推進委員会は各県に上映委員会を設置するための諸方策（方針）をたて、具体的、積極的な働きかけが各委員によって行われた。

事務局は上映中央推進委員会によって決定された方針にもとづいた諸活動を行った。主なる

表1 協力隊関係研修員受入実績

## 1. 県別受入実績

実施府県	開始年度	48	49	50	51	計
青森	49					
宮城	48	2	2	3	3	10
秋田	50				2	2
山形	51					
福島	50			4	7	11
栃木	50			6	5	11
群馬	48					
埼玉	50			1	2	3
神奈川	47		1	1	3	5
長野	47					
山梨	46					
静岡	47		2	2	2	6
富山	49					
石川	49		2	1		3
三重	48					
大阪	48					
兵庫	46		1			1
広島	47		1	1	2	4
香川	47					
高知	47			2	2	4
福岡	47					
長崎	48				2	2
熊本	46	1		1		2
	合計	3	9	22	30	64

ものは、①地方上映委員会設置への働きかけ、②フィルム発送、③広報（アサンテ・サーナ新聞、毎月15日発行、通算15号）、④経理を含む諸事務。

「協力隊を育てる会」は、アサンテ・サーナの上映の全国的キャンペーンの成果として、各都道府県での協力隊事業への理解者、支援者を組織することを目的に、社団法人として発足したものである。昭和51年4月に発足後、理事会は隊員に参加する青年たちの身分措置問題を当面の活動に取上げ、各理事は個々のケース（事例）の解決のための世話活動に積極的に取り組んだ。

協力隊を育てる会の事務局の活動は、①社団法人設立に関する諸手続き、②理事会の開催、③身分措置に関する諸事務、④広報カードの発行（毎週1回発行）

協力隊事務局の広報啓発活動として、本年度は次のような業務を行ってきた。

(1) JOCVニュースの企画、編集（9月まで月1回で、2,600部発行、9月以降毎月2回、

## 2. 国別受入実績

国名	48	49	50	51	計
ラオス		2			2
マレーシア		3	10	7	20
フィリピン	1		7	13	21
バングラデシュ				1	1
インド			1		1
ネパール				3	3
パプア・ニューギニア				1	1
西サモア			1		1
モロッコ			1		1
ケニア		1		1	2
エチオピア			1	1	2
タンザニア			1	1	2
ザンビア				1	1
エルサルバドル	2	3		1	6
合計	3	9	22	30	64

1 回に2,600部発行)

- (3) 報道関係便宜供与
- (4) 新聞、雑誌等への記事掲載
- (5) パネル、写真、映画フィルムの貸出し
- (6) OB、およびOB会活動への協力
- (7) NHKキャンペーン委員会をはじめとする諸会議出席
- (8) 中央青少年団体連絡協議会をはじめとする民間諸団体の行った開発途上国との関連でのプログラムへの協力・参加
- (9) 小、中学校社会科教科書における南北問題の取扱われ方についての実態調査、およびその調査結果の報告書の作成、配布
- (10) 小学校高学年および中学生向けの南北問題理解のためのパンフレット「結び合う世界」の作成、配布(10万部)

### 3 隊員の募集および選考

昭和51年度第2次隊、昭和52年度第1次隊(昭和52年春、秋募集)の募集・選考状況は別表のとおりである。

新規派遣国、隊員派遣要請数も増え、応募者数も大幅に増大した。応募者数でみると、一回に1,000名台の応募者があり、二回で前年比551名増と大幅な伸びをみた。しかしこれが即合格

者の急増に結びつかず、最終合格者数では24名の微増に留まった。

応募者大幅増の原因としてはテレビ・新聞・ラジオ等マスコミによる協力の相乗効果、映画アサンテ・サーナの全国キャンペーン、都道府県協力体制の定着化による地方広報媒体の活用等が考えられる。問合せの増大、募集説明会の大盛況となって表われ、募集1回平均の電話、手紙等による問合せは1万件近くにおよんでいる。しかし必ずしも協力隊事業を理解したうえでの問合せではなく、応募者もいわゆる技術を持たない人が多かった。その結果願書提出後資料を読んで受験を放棄した例が多く見受けられた。願書数551の増に対し、第1次選考受験者は96名増と受験率55%の最低を記録した。

願書の伸びが合格者に結びつかなかったもう一つの大きな要因としては、相手国の派遣要請内容の高度化があげられる。実務経験5年以上等の資格条件が厳しくなってきたことは、ひとり協力隊のみならず各国ボランティア派遣機関の懸案事項となっている。

加えて、要請の職種別動向は、依然として農業・水産が40%を占め、次いで保守操作部門が22%強となっている。国内では20から35歳の協力隊参加資格者層の絶対的減少傾向に加え、就業構造は第1次産業従事者の撤退に拍車がかかっている。その結果、昭和52年度第1次隊（昭和51年9月に合格者発表）で見ると、志願者の33%近くが文化・スポーツ関係で占められ、農業・水産は18%弱であった。農業・水産のうち大学卒業と同時の、いわゆる実務経験なしが46%を占めていた。この要請と応募者層の就業構造のギャップはますます開く傾向にある。

表2 受験者・合格者数（昭和51年度）

区分 隊次	願書	第1次選考		第2次選考		要請数
		受験者	合格者	受験者	合格者	
51/2次	1,066	613	257	230	130	254
52/1次	1,021	535	252	230	150	287
前年比	+551	+96	+97	+97	+24	

注：昭和51年度2次隊員は昭和51年9月1日合格者発表、派遣は昭和52年2月および4月。昭和52年度1次隊員は昭和52年3月1日合格者発表、派遣は昭和52年8月および10月。

#### 4 現職参加体制

青年海外協力隊事業は参加した青年の人間形成や地域社会の若いオピニオン・リーダーの育成という教育的成果が結果として期待できるが、国際協力事業団法が明示している目的と、開発途上地域での現場活動の実体からとらえれば広い意味での技術協力である。

派遣地域、協力分野は多様でかつ2年の限られた任期中に相手国の開発に役立つ協力を行う

ためには、それに相応しい人物と同時に技術、技能をもっていることが必要であり、これが協力隊の大きな特色であり、また相手国から高い評価を得ているゆえんである。

したがって協力隊員は、それぞれ専門的技術と実務経験とが要求される。原則として、業務経験と社会経験のない大学からの直行型が排除されているのはこの理由による。

応募者は、現に官・公・民の別を問わず勤務先を持っているが、派遣前訓練期間を含めて約2年半の間勤務先を離れることは、終身雇用、年功序列という日本独自の社会慣行、社会意識などによる参加隊員が受ける不利益が大きく、これが隊員参加を大きく阻害している。

現に選考試験に合格しながら勤務先から休職措置がとれず、やむを得ず退職して協力隊に参加する、ないしは参加を辞退する青年が少なくない。一方、帰国隊員が円滑に国内に復帰したい実状もあって、参加者の身分措置問題は協力隊事業を前進させるうえでの大きな障害になっている。そこで現職のまま参加する途を拡大するため、地方公共団体関係の身分措置にかか

表3 協力隊員身分措置状況

(昭和52年3月31日現在)

派遣 年度	休 職 者								退 職 者			有職者に対する休職者			
	国家公務員		地方公務員		政府関係団体		民 間		公務員	団体	民間	公務員	団体	民間	計
	有給	無給	有給	無給	有給	無給	有給	無給							
40	人	人	人	2人	人	人	人	人	9人	人	20人	18%	%	%	6%
41		1		6	4	1	1	3	9	1	53	44	83	7	20
42		1	4	8	1			4	21	2	65	38	33	6	17
43		1	1	9	4		1	2	13		63	46	100	5	19
44		1	17	4		1		5	19		62	54	100	7	26
45	5		1	4	6	1		8	18	2	94	36	78	18	18
46	3		9	7		1		10	18		71	51	100	12	25
47	5		7	4	12		1	23	7	2	111	70	86	18	30
48	5		14		10			19	13	1	77	59	91	20	35
49	5		16		15			18	6		74	78	100	20	40
50	4		12	1	14			32	8		72	68	100	31	41
51	3		9		11			35	8	1	78	60	91	30	40

※主な民間企業 (株)国際電々、(株)三菱重工、(株)間組、(株)三井造船、(株)日本電気、(株)日産自動車、(株)戸田建設、(株)大同建設、(株)小松製作所、(株)日産建設、(株)東芝電気工事、(株)富士電気製造、(株)富士ゼロックス、(株)富士重工業、(株)東洋熱工業、(株)沖電気工業、(株)鹿島建設、(株)ガイキン工業、

注 1 国家公務員については、昭和46年以降派遣法の適用を受けている。

2 団体とは、公社、公団等政府出資特殊法人をいう。

3 昭和51年度二次隊後期組(昭和52年4月派遣)対象者を含む。

る分限条令の改訂要請などをすすめる一方、勤務先の休職措置を促進し、帰国後海外体験が職場に活かされるよう、昭和48年から「所属先に対する人件費の補てん」制度を設け、「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処置等に関する法律」の対象者である国家公務員を除く地方公務員、公社員、民間の会社員との所属先に対し総じて適用している。さらに、昭和50年度から、民間企業、団体を対象として、前述の人件費の補てんに加えて、隊員の所属先企業の生産、販売に直結しない経費で主として一般管理経費（間接経費）の補てん制度を採用した。

このように現職参加、すなわち協力隊員参加者の有給休職措置の促進をはかっている。昭和51年度の実績は別表のとおりであるが、全有職者に対する有給休職率は34%、全派遣人員中の休職参加率は33%と前年度より上昇を示した。特に民間の休職参加率は25%と昭和50年度を下まわっている。一方、地方公務員については、地方公共団体における財政上の問題で現職参加が厳しくなり、上記法律適用の国家公務員を含む公務員の休職参加は楽観を許されない状況となっている。

## 5 帰国隊員対策、就職状況

協力隊事業の方向の一つは海外協力活動、国際的人間交流を通じてあすの日本の若いオピニオン・リーダーを育成するという人間形成であって、貴重な海外体験をもつ青年、すなわち帰国隊員を広く日本社会で活用するというを常に心がけていかねばならない。そうしてこそ協力隊事業が真に国民的基盤の上に立って進められていくことになるものである。それだけに帰国隊員の一層の自己錬磨、向上、発展を支援することは協力隊事業にとって重要な意義もっている。参加する青年が主役、国は支援者という協力隊事業のあり方は海外任期をおえて帰国した後も貫かれる必要がある。

このような観点に立って帰国隊員支援業務が実施されている。昭和51年度は次第に定着してきた地方OB会活動が目ざされ、共通していることは地元出身者の現地活動写真を利用してパネル展を開催している点で、県の協力隊主管課、県内青少年諸団体等や研修生、留学生との交流によって、次第に活動の場が広がりつつある。また、初の試みとして帰国隊員報告会が愛知、岐阜、三重、三県合同で愛知県産業貿易館において開催された。

全国規模OB会も昭和52年3月5日、6日に第4回代議員会において新役員の選出、地方ブロック制理事の誕生と新たな転換をしようとの気運が生まれつつある。

国別研究グループでは、エチオピア帰国隊員による「エチオピア協力隊員の記録」2冊が編集刊行された。

昭和51年度帰国者（昭和49年度派遣および前年度任期延長者）は次のとおりである。

ただし就職決定60名、休職者51名、計111名で103名は未定である。これは現在の協力隊事業派遣の時期と関連がある。すなわち年四回の派遣時期は8月、10月、2月、4月であり、帰国

表4 昭和51年度帰国者数

年次	区分	派遣人員		右のうち延長者	派遣人員延長者	前年度延長帰国者	帰国者総計	備考
		新規派遣	短期派遣					
49 (1)	前期	47人	5人	7人	45人	23人	68人	短期派遣の5名は交替のつなぎ映画班通訳
	後期	67		16	51	13	64	
49 (2)	前期	44		14	30	7	37	
	後期	53		16	37	8	45	
計		211	5	53	163	51	214	

の際に「任国外旅行」を約1ヵ月認めているため帰国時期は9月、11月、3月、5月となるため、後半に帰国した隊員の就職はほとんど決定しない。

(1) 就職決定者の業種別内訳

- 教職員 4
- 団体職員 8
- 専門家研修 2
- 自動車工業 4
- 機械工業 4
- 商社 2
- 農林畜産 3
- 食品販売 3
- 農林・建材 6
- 土木建設 6
- 土木コンサルタント 7
- 電機 5
- 鋳工業 1
- 交通運輸 1
- 医療 4
- 小計 60

● 自営・家事	5
小 計	5
● 休職者	51

## 6 派遣前訓練

昭和51年度は次のとおり4組、合計230名の訓練を実施した。

- (1) 第一次隊前期組（4月1日～7月29日）15ヵ国派遣，64名
- (2) 第一次隊後期組（6月1日～9月30日）15ヵ国派遣，57名
- (3) 第二次隊前期組（10月1日～1月29日）13ヵ国派遣，49名
- (4) 第二次隊後期組（12月1日～3月30日）16ヵ国派遣，60名

各組の訓練期間4ヵ月のうち、前半の2ヵ月は広尾の第一訓練所で、後半の2ヵ月は代々木の第二訓練所で実施した。訓練は合宿方式をとり、訓練カリキュラムに沿って、規律ある生活の中で自己錬磨していくことを基本としている。

### (1) 第一訓練所における訓練

昨年度に引続き、次の5項目を訓練の指標とした。

- a. 劣悪な生活条件の下で健康を維持し得る肉体的抵抗力を養う。
- b. 異民族社会における人間の行動様式を観察し、理解するために必要な文化的素養を養う。
- c. 異質文化の人間集団を前提として物を考えることのできる思考の弾力性を養う。
- d. 事実を説明し、自己の考え方を理解させ得る表現力と説得力を養う。
- e. 協力活動の途中で挫折することなく種々の困難を克服するために必要な持続する情熱を養う。

上記の指標達成のために第一訓練所において実施した訓練のカリキュラムは次表のとおりである。

表5

訓練科目	ね ら い	内 容
協力隊のあらまし	協力隊事業の目的、あゆみと現状についての理解および隊員の任務遂行に必要な心構えの醸成	(ア) 協力隊事業のしくみ 目的、性格、運営、機構 (イ) 隊員の心構え 隊員の使命
開発講座	途上国の経済、国際協力のあり方についての基本的事項について学ぶ	(ア) 南北問題 (イ) 日本の経済協力と技術協力 (ウ) 協力隊の役割 (エ) 開発協力の現状

文化講座	日本文化の再認識と異文化に対する理解と適応	(ア) 日本の国民性 (イ) 異文化への理解と適応
任国における協力活動	任国の政治、経済、社会、文化諸事情と隊員の職場背景等の研究	(ア) 任国の一般事情 (イ) 協力隊のあゆみと役割 (ウ) 隊員の職場環境
野外活動および協力手法演習	現地活動に必要と思われる研究課題を持ち、自主計画による実践を通して学ぶ	(ア) 教授法（協力分野別） (イ) 技術補修 (ウ) 身心錬磨ほか
語学	現地語主義にのっとり、現地語学訓練1ヵ月を経た段階で支障なく業務を遂行するに必要な交渉能力を身につける	(ア) 英語 正しいヒアリング、発音、基礎会話や外国語アレルギーからの脱却 (イ) 現地語 基本音の読解と筆記 基礎構文の理解 基礎会話への導入
現地生活のための生活指導	(ア) 健康管理 規則正しい生活習慣を身につけるとともに身体の鍛練を行う (イ) 意志訓練 厳しい任務に備え、克己心と忍耐力の養成 (ウ) 礼と情操教育 海外に出る協力隊員にふさわしい品位と風格	ラジオ体操・ロード・ワーク 救急法実技・熱帯衛生講座・交通安全ガイダンス・訓練所規則 参禅研修・耐久歩行ほか  テーブルマナー、訓練所合宿生活・同好サークル活動

## (2) 第二訓練所における訓練

東京、代々木の明治神宮の横にあるオリンピック記念青少年総合センターの施設の一部を借用して実施している語学集中訓練は本年度で第4回目を迎え、年間に4グループ計230名の訓練を実施した。

### 7 隊員派遣、シニア隊員（注：昭和51年度派遣数は昭和52年4月派遣隊員を含む）

昭和51年度は新しい派遣国はなく、隊員派遣中の国は引続き19ヵ国であったが（昭和45年以來派遣を中止したカンボジアを含めると、派遣実績のある国は20）、昭和52年2月にガーナとの間に派遣とりきめが結ばれ、はじめて西アフリカに派遣が実現する運びとなった。

昭和51年度中に上記19ヵ国に237名の隊員（シニア隊員6名を含む）が派遣され、同年度末現在、現地活動中の隊員数は484名である。これにより事業開始以来の派遣実績（累計隊員数）

表6 週間日課表

時間	午		前	午		後	10:30
	6:00	6:10~6:40	8:30~11:30	1:00~3:30	3:00~4:30	7:00~9:00	
曜日							
月	起	朝の点呼・ロードワーク	語学	語学	自習 英語は読書	自習	就
火			語学	語学	クラブ活動	自習	
水			語学	語学	自習 英語は読書	自習	
木			語学	語学	クラブ活動	自習	
金			床	語学	語学	自習 英語は読書	
土	語学	体育		自由外出			
日	自由外出						

表7 シニア隊員派遣実績 単位人(昭和52年3月31日現在)

国名	48年度	49年度	50年度	51年度	計	帰国	活動中
ラオス	1(ラジオ送信)			1(野菜栽培)	2	1	1
マレーシア	2(農業普及 (溶接))	1(日本語)		1(農場管理)	4	3	1
フィリピン		1(野菜栽培)	2(ラジオTV修理 (漁具漁法))	1(家畜飼育)	4	1	3
バングラデシュ		1(稲作)			1	0	1
インド				1(日本語)	1	0	1
ネパール			1(建築)		1	0	1
ケニア	2(漁具漁法 (体育))	2(淡水養殖 (園芸))		1(稲作)	5	2	3
タンザニア	1(園芸)	2(農産物流通 (野菜))	1(野菜)		4	2	2
エルサルバドル				1(体育)	1	0	1
計	6	7	4	6	23	9	14

表8 職種部門および国別派遣実績 単位 人(昭和52年3月31日現在)

地域	職種部門	農 林 水 産	製 造	保 守 操 作	土 木 建 設	保 健 福 祉	事 務 文 化	教 育 訓 練	累 計
	国名								
ア ジ ア	フィリピン	251(5)	9	16	21	4(4)	5(3)	61(12)	367(24)
	カンボジア	7						9(1)	16(1)
	マレーシア	73(2)	4	11	19	11(6)	4(3)	189(35)	311(46)
	インド	84(1)	5	3		14(13)	2(1)	21(16)	129(31)
	ラオス	91	2	45	51	10(2)	4(1)	47(19)	250(22)
	ネパール	35	2	13	19	37(37)	2(2)	21	129(39)
	バングラデシュ	24		5	1			17	47
オセア ニア	トンガ	4		3					7
	西サモア	7(1)		6	9	1(1)		4(0)	27(2)
中 米	ホンジュラス	2		2					4
	エルサルバドル	1	1	3				64(14)	69(14)
	コスタリカ						1	8(3)	9(3)
中近東	シリア	3					1(1)	10	14(1)
ア フ リ カ	モロッコ	61		2	49			3	115
	エチオピア	12	3	21	12	14(1)	8(1)	9	79(2)
	ケニア	43	4(1)	80	24		1(1)	49(13)	201(15)
	タンザニア	125(5)	3(1)	37	21	9(9)	28(27)	39(7)	262(49)
	チュニジア	2	2	5		13(12)	1(1)	7	30(13)
	マラウイ	12(1)		31	35	24(24)	4(1)	20(6)	126(32)
	ザンビア	12		51	1			16	80
合 計		849(15)	35(2)	334	262	137(109)	61(42)	594(126)	2,272(294)

注：昭和51年度二次隊後期組61名(昭和52年4月派遣)を含む。

( ) 内数字は女性隊員で内数である。

は2,211名(うち女性隊員282名)となった。この実績を地域別にみると、アジア地域(7カ国)55.9%、アフリカ地域(7カ国)38.7%、中米地域(3カ国)3.5%、オセアニア地域(2カ国)1.4%、中近東地域(1カ国)0.5%の順になっている。業種別では、農林・水産836名、37.8%、教育訓練(日本語教育、スポーツ等を含む)586名、26.5%、保守操作314名、14.2%、土木建築254名、11.5%、保健福祉131名、5.9%、事務文化58名、2.6%、製造32名、1.5%の順である。依然として農林・水産の第一次産業部門が4割近くを占めているが、開発途上国が一般に徐々にではあるが、工業化、近代化に動いていること、派遣要請の内容、条件が高度化していること、わが国の産業構造の変動を反映して農林・水産の分野に適格な応募者が著しく少ないこと等のため、第一次産業部門の割合は年々低下している。

昭和48年度に発足したシニア制度は日本の技術協力の経験、成否を考察して、現地民衆の生活意識や職場就労意識を知り理解している協力隊員経験者の中から地域専門家を育成してゆこ

第3章 青年海外協力隊事業

うという方針のもとに実施されたものである。昭和51年度末までに12回のシニア試験が行われ、延べ70名、実数67名の合格、準合格者を出し、表7のとおり23名がシニア隊員として派遣され、相応の成果をあげている。

その成果のうえに立って、シニア資格者およびシニアOBをもはやシニア隊員としてではなく、派遣専門家として育ててゆこうとの気運がつのって、昭和51年度に事業団の関係部課との間に協議が始められ、事業団が実施している研修制度、登録制度にシニア資格者を取り入れるよう検討中である。

表9 青年海外協力隊派遣実績単位人（昭和52年3月31日現在）

年 度	国 名	フ	カ	マ	イ	ラ	ネ	バ	ト	西	ホ	エ	コ	シ	モ	エ	ケ	タ	チ	マ	ザ	累 計	
		イ	ン	レ	ン	オ	パ	ン	ン	サ	ン	ル	ス	タ	リ	ロ	チ	ニ	ン	ニ	ラ		ン
現 況	派遣	75	0	42	1	3	55	35	6	16	4	18	8	6	22	20	59	42	30	68	35	545	
	帰国	292	16	269	128	247	74	12	1	11	0	51	1	8	93	59	142	220	0	58	45	1727	
合 計		367	16	311	129	250	129	47	7	27	4	69	9	14	115	79	201	262	30	126	80	2272	
内 訳	40年度	13	9	13	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	48	
	41年度	6	0	2	9	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	30	0	0	0	103	
	42年度	53	3	41	13	26	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	16	0	0	0	0	162	
	43年度	33	4	4	18	31	0	0	0	0	0	11	0	0	29	0	14	35	0	0	0	179	
	44年度	27	0	50	38	40	0	0	0	0	0	2	0	2	7	0	8	53	0	0	6	233	
	45年度	49	0	43	20	15	12	0	0	0	0	13	0	0	13	0	27	19	0	0	6	217	
	46年度	42	0	36	16	25	9	0	0	0	0	10	0	2	7	0	13	32	0	22	3	217	
	47年度	25	0	39	10	22	9	0	1	4	0	8	0	0	5	38	28	20	0	15	12	236	
	48年度	33	0	25	4	16	26	8	1	1	0	3	0	3	20	13	11	27	0	7	10	208	
	49年度	31	0	27	0	16	23	9	1	8	0	11	5	2	1	12	18	16	2	25	9	216	
50年度	29	0	14	0	3	34	11	1	4	2	3	0	1	13	0	35	14	8	24	20	216		
51 年 度	第 一 次	前	9	0	5	1	1	5	7	1	0	2	2	0	0	3	5	7	6	2	8	4	68
		後	6	0	6	0	0	2	5	0	4	0	2	1	1	1	3	5	6	5	10	4	61
	第 二 次	前	6	0	4	0	0	5	5	2	3	0	1	1	0	2	4	2	0	4	8	0	47
		後	5	0	2	0	0	4	2	0	3	0	3	2	3	4	4	3	4	9	7	6	61

注：昭和51年度二次隊後期組61名（昭和52年4月派遣）を含む

### 第3 国別の協力活動状況

#### (1) バングラデシュ

バングラデシュの独立とともに、世界的な救援ムードに沸き立っているなかで、日本も昭和48年1月、農業協力の討議議事録を結び、そのなかに協力隊派遣もうたわれた。引続き、昭和48年3月に協力隊派遣に関する二国間協定が締結された。バングラデシュの場合、東パキスタン時代に他国のボランティアを受入れ、好ましくない面があったため、協定文言上はボランティアと記されているが、実務的な運用に当っては、ジュニア・エキスパートと呼称されている。昭和48年8月に3名が第1陣として派遣されて以来、派遣累計は47名を数えており、すべて男性隊員である。

昭和51年度派遣は、19名であり、新規派遣業種は、青少年活動、淡水魚養殖、森林保護、造園、冷凍装置、漁船エンジン、工作機械等であり、新たな受入機関としては、都市開発省、漁業公社、治水・水資源・電力省があげられる。

現在、34名の隊員（シニア隊員1名を含む）が、農業、漁業、自動車整備、工作機械等、14業種にわたって、協力活動を行っているが、約80%は農業関係の任務に当たっている。

#### (2) インド

昭和41年9月に第1陣が派遣されて以来、毎年隊員が派遣され、累計130名を数えている。しかし、昭和46年の印パ戦争を契機として、外国援助への反省と、再検討の気運が盛上がり、ボランティア活動の縮小政策が打出された。このような動きの影響を受けて、昭和46年には、70余名が協力活動に当たっていた協力隊も、現在は、プーナ日印協会、ボンベイ日印協会に、日本語隊員各1名、計2名を残すのみとなった（いずれもシニア隊員）。

#### (3) ラオス

昭和40年12月にはじめて5名の隊員を派遣して以来、地方都市（サバナケット、ルアン普拉バン、パクセ、タケック）には、農業、測量、ラジオ送信の隊員を、また、首都ビエンチャン地区には、農業、畜産、教育、スポーツの隊員を中心に派遣し、昭和51年度末までの累計派遣隊員数は253名となっている。

しかし、昭和50年に始まったインドシナ政情の急変により、同年7月には、地方都市に配属された隊員はすべてビエンチャンに引揚げ、隊員活動の場は首都圏に限られることになった。また、同年12月には、ラオス人民民主共和国が成立し、協力隊にとってはじめて純粹の社会主義政権下で協力活動を行うことになった。

昭和51年5月に、野菜栽培のシニア隊員1名を派遣したが、その後、ラオス側からの新規隊

員の要請がないまま、同年度内の任期終了隊員の帰国により、同年度末には、野菜栽培2名、稲作、飼料作物各1名の計4名の隊員が残るのみとなっている。

しかし、ラオスの政情も安定の方向に向かいつつあり、同国の国内開発に対する外国援助への期待も強いことから、今後のラオス政府の協力隊に対する見方が注目される。

#### (4) マレーシア

昭和51年度新規派遣数は17名であり、その内訳は、①教育部門では、マラ工科大学に日本語2名と、サバ州サンダカン教員養成大学およびガヤ教員養成大学に、それぞれ1名ずつの体育教師を派遣し、人材の育成に協力した。②建設公共事業プロジェクトでは、サバ州公共事業局に道路建設のための測量隊員を2名、サラワク州公共事業局建設機械整備センターに建設機械整備隊員1名を、さらに中央政府灌漑排水局に農業土木隊員1名を派遣した。③地域開発プロジェクトでは、Felda（土地開発公団）に女性の野菜栽培隊員2名、洋裁隊員1名、建築大工隊員1名を派遣し、入植者に密接した生活意識の普及を行い、農民の生活向上に協力した。④医療関係では、歯科医師2名をサラワク州保健局、中央政府内務省現住民局、オランアスリ病院に派遣し、辺境地域における歯科医療に協力した。また、サラワク州身障者センター（チェシャ・ホーム）に作業療法士1名、さらに、マレーシア救ライセンター・サラワク支部の病院で軽症患者の社会復帰リハビリテーションを目的とした農場の管理に1名のシニア隊員を派遣した。

本年度の派遣で特筆すべきことは、第3次マレーシア5ヵ年計画開始に伴い、開発計画の主目標である社会開発および人材の育成に関し、公共事業プロジェクトや医療部門、あるいは体育教育への隊員派遣を通じマレーシアの開発計画の推進に協力していることである。

#### (5) ネパール

昭和52年3月末現在の隊員派遣数は48名で、そのうちカトマンズ在住が28名、地方在住が20名である。

昭和51年度新規派遣隊員は16名で、その業種別内訳は看護婦、農業土木各3名、自動車整備2名、バレーボール、空手、獣医、農業一般、農業機械、体操、電話線路、衛生配管各1名である。

ネパール政府の重点施策の一つである医療施設の整備は国の中央病院である Bir Hospital を中心にして各 Zonal Hospital の整備が進められているが、看護婦隊員はこれら各地の政府病院におおむね2名がペアとなり、シスターナース（主任看護婦）として勤務し、看護技術水準の向上に貢献しつつある。

日本・ネパール政府間協定にもとづくジャナカプール県農業開発計画（JADP）に協力する

5名の隊員が農業専門家とともにラプティ、シンズリおよびジャナカプール農場に勤務している。

現在派遣中の隊員の業種は前期11業種のほかに、土地測量、養殖、建築、電話敷設、テレックス、稲作、牧草栽培、穀物栽培、無線通信、野菜、きのこ栽培、都市計画、図書館司書、器械体操の各分野と多岐（合計25業種）にわたっており、任地の分散とともにネパールの協力隊の大きな特徴となっている。

#### (6) フィリピン

昭和51年度新規派遣は25名、別にシニア隊員1名で、業種別内訳は自動車整備、電気機器各3名、野菜栽培、日本語各2名、稲作、果樹、農業土木、酪農、獣医、淡水養殖、家畜人工授精、漁具漁法、工作機械、電子機器、建築製図、冷凍空調、竹工芸、看護婦、秘書および電子工学のシニア隊員である。

ここで目につくことは、職業訓練関係の派遣が急速に増えたことである。26名中11名を占めており、昭和51年度に関する限り、農業関係中心の派遣という従来のフィリピン派遣の伝統が失われてきた。ちなみに、農業関係の派遣は7名にすぎない。これは日本の進んだ工業技術（とくに、電子、電気、自動車関係）をフィリピン側が評価し、自国の工業化に伴って日本の技術を積極的に取り入れる姿勢をみせはじめたことが原因である。

一方職業訓練分野の隊員にとっては、農業業種によくみられる自然環境の突発的な変化に関係なく、比較的スムーズにプロジェクトを進めることができ、2年という限られた期間内に具体的な協力効果をあげることができるメリットがある。とくに文部省下の「技術工芸学校」(School of Arts and Trades)への派遣は5人を数えた。

昭和51年度末までにフィリピンへ派遣した隊員数の累計は367名（うちシニア隊員4名）であり、協力隊創立当初の普及活動を中心とした圧倒的多数の農業隊員派遣から、最近の重点である職業訓練、さらに日本語、スポーツ、看護婦、秘書まで、派遣業種は29の多岐にわたっている。なお、現在派遣中の隊員数は67名である。

#### (7) シリア

昭和44年に柔道、空手指導隊員各1名を派遣して以来、昭和48年には文部省へ電子工学隊員1名、器械体操隊員1名を派遣、昭和49年には工業省にビスケット製造隊員を派遣し、派遣分野の拡充を進めてきた。昭和51年9月に連絡事務所を設置し、調整員を赴任せしめ、シリア側の数多くの要請に応える第一歩を開始した。

昭和52年4月現在、隊員数は3名ではあるが、同年度末までには、酪農、ユーフラテス川流域開発への協力等のため、20名前後の隊員の協力がシリア国各地に展開される予定である。

(8) モロッコ

モロッコへの協力活動は昭和42年9月に6隊員の派遣をもって始まり、昭和50年度の13名、51年度の10名の派遣により累計111名となった。業種別にみると、測量、獣医、造園、農業土木、養蚕等同国政府の重点政策である農業開発への協力活動に従事している。測量隊員は主に灌漑に伴う諸測量、農村の区画整備事業に従事し、獣医は各地の畜産支所屠場において、食肉検査、病理、鮮魚検査等一般市民の健康に欠かせない業務に従事している。農業政策に沿った協力から新分野への協力活動の拡充が今後予想されている。

(9) チュニジア

チュニジアへの協力隊員派遣は昭和49年7月、チュニジア国務大臣の訪日を機会に派遣に関する交換公文がとりかわされ、翌50年4月に看護婦隊員2名を派遣するとともに連絡事務所を設置し、調整員を派遣し、協力活動が開始された。昭和50年度中に7名を派遣、51年度には12名を派遣し、主に保健衛生(医師、助産婦、看護婦)、職業訓練(ラジオ・テレビ修理、溶接、電気機器)、スポーツ・青少年指導(柔道、水泳、体操、電子機器)の分野で協力中であるがフランス語という言語の問題があるが、着実な活動はチュニジア側の高い評価を受けており、今後の協力も質・量ともに拡充の方向にある。

(10) エチオピア

昭和47年、天然痘撲滅計画、農業土木等21名の隊員派遣に始まり、昭和48年、49年と着実な派遣を各分野で続けてきたが、ハイレセラシエ皇帝退位にまで至った政局の変動のため、昭和50年度は新規派遣を政情が落ち着くまでみあわせることとなった。昭和51年度は低所得者向住宅建設、配水管敷設、農業等の分野への派遣を再開し、これまでの経験にもとづき、小規模プロジェクト化を進めてきた。同国の政局不安定という困難な環境での協力活動であり、今後の政情の動きが注目される場所である。

(11) ケニア

昭和51年度第1次隊11名、第2次隊5名、シニア隊員を加えると、昭和40年度の3名から始まったケニアへの協力隊員派遣は200名を数えるに至った。分野別では、保守操作部門が79名で全体の約40%を占め、以下教育訓練41名約22%、農林水産39名約20%、土木建築28名約14%と続く。

本年度の新しい派遣業種としては稲作があり、シニア隊員を含めて3名を派遣した。野菜・果樹の普及活動を主体とする農業隊員とともに農業協力分野でのひとつの柱となることが期待される。教育省配属の教師隊員は1名増え、ハランベー中等学校の劣悪な教育・生活環境のも

とで涙ぐましい努力を続けている。現在派遣中の9名の赴任地はいずれも農業隊員の任地と同じように農村地域で、ランプを点し、水不足に悩まされる生活環境である。学校経営上唯一の定期的財源である授業料も寒村農家の子弟には負担が重く、遅納・未納が後を断たない。教育技術的問題以前に横たわる壁が余りにも多い。この実状を体験してきた帰国隊員が日本国内で募金を行い、約150万円もケニアの教え子のために送金した。

労働省・国家青年奉仕隊へは本年度は3名を派遣した。これによりケニアの国家的プロジェクトであるタナ川開発の一翼を担うことになる。その他、水産局、水資源開発省、内務省への交代派遣、公共事業省、社会福祉省への新規派遣があった。

## (12) タンザニア

昭和51年度派遣は、新規、交替を合わせ15名である。新規派遣は、畜産開発公社(旧乳業公社)に自動車整備4名、プラント技師1名、電気技師4名、住宅公団に建築見積1名、合計10名である。交替の派遣は、農業省畜産局に土木1名、獣医3名、農業食糧公社に測量1名、合計5名である。

昭和50年度はタンザニア政府が自助努力の姿勢を強めたこともあり、派遣業種が大きく変化し、農業関係部門から保守操作、土木建築部門への移行が目立ったが、昭和51年度は隊員配属機関の変化が著しかった。すなわち、昭和50年度後半から実施されたタンザニアの公務員の人員削減計画の影響もあり、昭和51年度派遣隊員のうち、本省配属は4名と減少し、各種外郭団体への新規派遣が11名と増加している。

タンザニア側の隊員受入れに対する姿勢は依然として厳しいものがあり、全体としての派遣隊員数は横ばい状態である。人材不足に悩む保守操作、土木建築部門に加え、教育訓練部門についても、派遣隊員数の増加が期待されている。

## (13) ザンビア

昭和45年に柔道指導と無線通信機の保守との2つの職種に12名の隊員が派遣されたのが最初である。その活動の実績が今日の協力分野にも生きており、無線通信のみならず電話線路、交換機、搬送等の保守隊員が主柱を成している。昭和51年度の派遣数は新規、交替を合わせ14名である。その内訳は新規派遣として伐採監督官、製材工各1名、交替派遣として自動車整備、マイクロウェーブ保守、漁具漁法各1名、電話交換2名、無線通信7名となっている。昭和51年度末までの派遣累計は81名、現在35名の隊員が18業種にわたり、全国11ヵ所に分散して活躍しており、配属先も当初の内務省警察庁から動力運輸建設省の航空局、郵電公社へと広がり、地上衛星中継所、マイクロウェーブ保守は協力隊員が担当している。受入要請は年々多様化しており、養鶏、獣医、淡水漁、林業や自動車整備、発電機の保守等に協力活動は広がっている。

配属先も地域開発省，土地資源省が新たに加わっている。今後の派遣方針として，農業開発を重点的に推進するため調整に当たっており，将来この分野での協力活動が期待されている。

#### (14) マラウイ

昭和51年度派遣数は協力隊派遣国中最多数の33名であり，その内訳は次のとおりである。看護婦8名，高校教師7名，自動車整備，測量，冷凍空調，土木設計各2名，園芸作物，家畜飼育，養蚕，養殖，建築，建設機械，無線通信，搬送，映画編集，統計各1名。

現在63名の隊員が，大統領府，農業天然資源省，公共事業省，大蔵省，文部省，運輸通信省，社会福祉省の各関係機関に配属されて活躍しており，昭和52年度には労働省関係への派遣が見込まれている。

協力隊員に対するマラウイ側の評価と期待はきわめて大きく，要請数も多いことから，今後とも相当数の派遣が予想される。

#### (15) エルサルバドル

昭和51年度は従来から協力が続いている体育学校および美術高校への新規，交替派遣はなく，青少年総合センターへ2名（バスケットボール，ソフトボール）が派遣されたのみである。

美術高校に対する協力については，海外留学を終えて帰国した現地スタッフ教師の質が向上したので，現在派遣中の隊員1名を最後に派遣を打ち切り，現地側へ引きつぐ予定で協力計画を実施している。体育学校について，昭和50年度で協力隊員による教師養成計画が終了し，昭和51年度は現場教師の体育再教育プロジェクトを実施するため，文部省へシニア隊員1名が派遣された。また新規に工業大学へ2名（冷凍空調，電子工学）が派遣された。今後は青少年総合センター，音楽高校，農業高校，工業大学への協力が中心となるであろう。

#### (16) コスタリカ

昭和49年度に最初の隊員4名（器械体操2名，水泳1名，柔道1名）がコスタリカ大学，ナショナル大学および柔道協会へ派遣され，ついで50年度は音楽指導（バイオリン）の隊員1名が国立音楽院へ派遣された。昭和51年度は2名（柔道，バイオリン）が派遣された。

大学に所属する体育関係の隊員は教育学部の体育科において現地側スタッフと共に体育教師の養成に当たっており，また柔道隊員は柔道協会，大学等を中心に幅広い活動を続けている。児童音楽院の音楽隊員は3歳から18歳までの児童青少年約210人を対象にバイオリン，オーケストラの指導を行っている。

今後音楽指導，体育教育等の隊員の要請が予想されるが，軍隊を持たないコスタリカは国家予算の約30%を文教予算に当て青少年の育成を目指しており，隊員も多大の評価を得ている

ことから、文化、教育面での協力が期待される。

#### (17) ホンジュラス

昭和50年11月に締結された協力隊派遣協定（21番目の協力隊派遣協定国となった）にもとづき、昭和51年2月に最初の隊員として、漁具漁法1名と野菜栽培1名計2名が派遣された。

昭和51年8月に2名（電話交換機、マイクロ保守）が派遣され、花栽培、木工家具製造、漁具漁法等の要請が続いている。中米の他の派遣国と異なる要請業種が目をはくが、今後ともこのような現地の実情、ニーズを十分にふまえた協力が必要であろう。

#### (18) 西サモア

昭和46年9月に派遣協定が締結され、翌47年の11月に最初の隊員が派遣され、以後昭和50年度までに16名の隊員が派遣された。昭和51年度は漁船エンジン3名、野菜栽培2名、建築設計、土木施行、漁具漁法、水産物加工、公衆衛生各1名の計10名が派遣され、過去5年間の派遣隊員の累計は27名となった。このうち、帰国隊員は11名である。

隊員派遣開始後の数年間は、建築、土木等の公共事業関係が多かったが、最近では漁船エンジン、漁具漁法等の水産関係、および野菜栽培等農業関係の業種が多くなっている。また、従来隊員の勤務地はアピア市内に限られていたが、昭和51年度には野菜栽培の隊員2名が地方に配属されている。

#### (19) トンガ

昭和47年4月に派遣協定が締結され、昭和50年度までに、漁具漁法2名、農業機械、船舶機関、冷凍機各1名の計5名が派遣された。昭和51年度においては交替隊員として船舶機関1名新規の隊員として養殖1名の計2名が赴任し、5年間の派遣累計は7名となっている。また、この間に任期を満了して帰国した隊員は農業機械の1名のみであり、現在派遣中の隊員6名は全員水産局に勤務し、同国の水産業振興のために活躍している。

なお、昭和51年度においては、隊員活動支援のために漁船1隻（200トン）を供与した。